



1月13日、新春恒例となりました商工会福利厚生事業の一環として「新春初詣」を開催しました。

今年は、新春にふさわし

新春初詣

く天気に恵まれた一日で、三社参りを行うことができました。

京都の北野天満宮、福岡の大宰府天満宮と共に日本三天神と称せられています。防府天満宮、壇ノ浦の合戦で8歳で入水された安徳天

皇をお祀りしております赤間神宮、商売繁盛のご利益があるといわれている住吉神社の三社を参拝し、商売繁盛や健康等を祈願しました。

途中、下関の唐戸市場に立ち寄り、昼食を楽しみ、会員同士の交流を図りました。

次回も、会員

商工会だより

第48号
平成31年2月
発行 上毛町商工会
☎ 72-3195



『税務無料相談』

「働き方」が
変わります!!

早いもので、また個人事業主の確定申告の時期となりました。今年の確定申告は、2月18日（月）から3月15日（金）までとなっていますので、帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は4月1日（月）までです。

商工会では、専門家（税理士）を招いて、決算から申告に関する無料相談を左記の日程で行います。ご相談の際は時間調整を行いますので、事前にご連絡下さいますようお願いします。

◆日 時
2月13日・20日・26日
午後2時から午後4時
3月1日・5日・8日・13日
午後1時から午後5時

◆場 所
税理士 奥野 和浩氏
上毛町商工会館指導室

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます。

◆ポイント① 時間外労働の上限規制が導入されます。
時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とします。

◆ポイント②

毎年5日、季節を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆ポイント③

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※最終頁に施行日やポイント等の詳細な情報を掲載しています。

エキスパートバンク事業

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者又は創業を予定する方の経営を支援する目的で行っている事業です。

小規模事業者等のご要望に応じて、福岡県商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業者に派遣し、専門家から具体的かつ実践的な指導やアドバイスを受けることによりその解決を図っています。

各種セミナーを開催

京築地区4商工会では毎年9月～12月にかけて各専門家による講習会を共同開催しております。

また、商工会関係機関でも様々なセミナーが実施されており、会員事業所に紹介を行なうことができます。

事前に、参加してみたいセミナー等があれば個別にお知らせください。

保険診断サービス

商工会では、専門家による保険・共済の診断を無料で行っています。現在ご加入の保険や共済に漏れや重複、無駄がないか、福岡県商工会連合会の専門家が無料で診断を行います。

客観的な情報により、良い判断材料としてご利用いただけます。

金融の斡旋事業

商工会では、福岡県信用保証協会や日本政策金融公庫を中心とした金融の斡旋を行っています。

月例経営塾を開催しました

京築地区4商工会では、9月から12月にかけて毎月セミナーを開催いたしました。

京築地区4商工会では、9月から12月にかけて毎月セミナーを開催いたしました。毎回多数のご参加を頂きました。毎回多数のご参加を頂きました。毎回多数のご参加を頂きました。

第一回テーマ

数字が苦手でも大丈夫！経営数字の見方・活かし方

・マル経融資制度について

マル経融資は、低金利・無担保・無保証人で借入ができる大変お得な融資制度です。

▼資金用途

経営改善に必要な事業資金

(運転資金、設備資金)

▼融資条件

(1月17日現在)

①利率 1.11% (固定)
②融資期間 運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

第三回テーマ 第四回テーマ

想い・アイデアを実現する事業計画の作り方

経営に役立つ機関の紹介

●福岡県よろづ支援拠点

小規模事業者・中小企業がすぐに使って、具体的で、なるべくお金をかけない色々な取り組みをサポートするために、「売上拡大」「経営改善」「創業相談」「補助金」相談業務を行っています。

●福岡県工業技術センター

福岡県工業技術センターは、化学繊維研究所、生物研究所、機械電子研究所の4つの研究所と企画管理部から構成されています。県内産業振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、その解決を支援します。

ミラサポ

中小企業庁委託事業として来をサポートするサイトを運営しています。

サイト内では、無料の専門家派遣や補助金等様々な国の支援ツールが掲載されています。

第一回テーマ

お客さんをシッカリ掴む！マーケティングの考え方

事業主の皆さんへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

